

教員免許状の取得をお考えの方に向けて、教職課程の概要と第一学年のうちに履修しておくことが推奨される科目などについて説明します。

以下の文中の「教職課程ガイダンス」については、2024 年度においては、すべてオンラインで視聴していただく形となります（「ガイダンスに出席」と書かれているところは、「ガイダンスを視聴」と読み替えてください）。予め録画したものを配信しますので、4 月 1 日以降に「教職課程（学内サイト）」（<https://sites.google.com/keio.jp/ttc-students/>）にアクセスしてください。アクセスには慶應 ID（学生部から別途案内）が必要です。

【はじめに】

教員免許状を取得するには、教育職員免許法に基づいて教職課程の所定単位を修得しなければなりません。本塾大学では「教職課程センター」が教職課程履修者の指導に当たっています。

教職課程センターでは、毎年学年初めに教職課程の履修を希望する学生を対象として「教職課程ガイダンス」を実施しています。履修希望者は「教職課程ガイダンス」に出席し、本塾大学における教員養成について十分理解したうえで、教職課程を履修してください。

本塾大学の教職課程を履修することによって取得できる教員免許状の種類および教科は以下のとおりです。

文学部	人文社会学科	国語、社会*、地理歴史**、公民**、外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語）、情報**
経済学部	経済学科	社会*、地理歴史**、公民**
法学部	法律学科	社会*、地理歴史**、公民**
	政治学科	社会*、地理歴史**、公民**
商学部	商学科	社会*、地理歴史**、公民**、商業**
理工学部	機械工学科	数学、工業**
	電気情報工学科	数学
	応用化学科	理科、工業**
	物理情報工学科	理科
	管理工学科	数学、情報**
	数理科学科	数学、情報**
	物理学科	理科
	化学科	理科
	システムデザイン工学科	理科、情報**
	情報工学科	数学、情報**
	生命情報学科	理科

（この表にある教科の中学校一種免許状と高等学校一種免許状を取得できます。ただし、\*印はその教科が中学校にしか存在しないことを表し、\*\*印はその教科が高等学校にしか存在しないことを表します。）

【1 教職課程の履修学年・登録学年について】

〈1 教職課程の履修学年〉

教職課程は次の 5 領域から成ります。

- (1) 〈教科に関する科目〉
- (2) 〈教科教育法〉
- (3) 〈教職に関する科目〉
- (4) 〈大学が独自に設定する科目〉
- (5) 免許法施行規則 66 条の 6 に定められた科目等

(1)はそのほとんどを第3学年以上で履修しますが、学部ごとのカリキュラムによって多少の違いがあります。最低20単位必要です。

(2)(3)(4)は第2学年以上で履修します。履修するには教職課程登録が必要です（一部の科目に関しては、例外的に、教職課程登録をした第1学年でも履修できます。詳細は後述。秋学期入学の1年生には、この例外は適用されません）。(2)(3)(4)の標準的な履修単位数は約30単位です。(1)との合計が59単位以上になるように履修します。

(5)は「教員として必要な幅広く深い教養」を身につけるための科目で、学部によって名称が異なりますが、総合教育科目などと呼ばれている科目です。この科目は第1学年から履修します。

## 〈2 教職課程の登録学年〉

教職課程を履修しようとする学生は、春学期・秋学期にそれぞれの学期始めに教職課程登録の機会があります（ただし学部1年生は第1学年の秋学期から登録可）。この教職課程登録を行わないと教職課程センターの開講する科目の受講はできません。希望者は「教職課程ガイダンス（新規登録者対象）」に出席したうえで、所定の期間内に教職課程登録を必ず行ってください。なお、教職課程登録は慶應義塾共通認証システム(keio.jp)を使った教職課程登録画面で行います。また登録の際は「教職課程費」（新規登録30,000円）の納入（銀行振込）が必要です（2024年度秋学期登録期間：9月25日（水）9:00～27日（金）9:00まで）。

## 【2 科目の履修について】

### 〈1 教科に関する科目〉

〈教科に関する科目〉は、学則上、次の3つの科目区分にわたって設置されています。

- ①各学部・学科の専門的領域に属する科目
- ②各学部・学科の「教職課程教科に関する科目」
- ③教職課程センターに設置された専門教育科目

①の呼称は学部ごとに異なり、次のとおりです。

文学部においては、専門教育科目。

経済学部においては、専門教育科目。

法学部法律学科においては、法律学科目。

法学部政治学科においては、政治学科目、社会科学科目。

商学部においては、専攻科目。

理工学部においては、専門教育科目、基礎教育科目。

①の区分に属する科目のすべてが〈教科に関する科目〉であるわけではありません。①の区分に属する科目のうち当該学部・学科で取得できる免許教科に関連する科目が〈教科に関する科目〉です。具体的にどの科目が〈教科に関する科目〉として認められるかについては、「教職課程ガイダンス」で説明します。第1・2学年に配当されている科目の中にも〈教科に関する科目〉として認められるものがありますので、それらの科目の単位はなるべく修得しておくのがよいでしょう。

②③の区分に属する科目は、第2学年以上で履修します。教職課程登録を行う学年に進級した際に、各キャンパスで行われる「教職課程ガイダンス（新規登録者対象）」に出席し、説明を聞いて履修してください。

なお、同一名称や類似名称の科目であっても、①②③に属さない科目は〈教科に関する科目〉ではありませんので、注意してください。

## 〈2 教科教育法〉

〈教科教育法〉は第2学年以上で履修します。履修するには教職課程登録が必要です。〈教科教育法〉は多くの学部において「自由科目」として扱われますが、「自由科目」の扱いは学部によって異なるので十分注意してください。

## 〈3 教職に関する科目〉

〈教職に関する科目〉は第2学年以上で履修します。〈教職に関する科目〉を履修するには教職課程登録が必要です。

ただし、〈教職に関する科目〉のうち**秋学期に日吉・SFCで開講される「教育基礎論」・「現代教師論」・「教育心理学」・「学校カリキュラム論」**は、教職課程登録をした学部1年生で履修できます（秋学期入学の1年生を除く）。これらの科目については、第1学年で計画的に履修しておくことを奨めます。

〈教職に関する科目〉は多くの学部において「自由科目」として扱われますが、「自由科目」の扱いは学部によって異なるので十分注意してください。

（注）第1学年で履修できる「教育基礎論」「現代教師論」「教育心理学」「学校カリキュラム論」は、日吉・SFCで秋学期の特定の曜日時限に開講されているものに限り、また、それらの科目を第1学年で履修する場合、これらの科目を第1学年で履修申告することの可否については、所属学部の学則や学習指導にも従う必要があります（不明な場合は、学生部各学部担当窓口へ問合せください）。

## 〈4 大学が独自に設定する科目〉

三田キャンパスと矢上キャンパスに設置されている若干の科目です。詳細については「教職課程ガイドス（新規登録者対象）」で説明します。

## 〈5 免許法施行規則 66 条の 6 に定められた科目等〉

教育職員免許法施行規則には「教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことが規定されています。各学部において次のような科目区分で設置されている科目を所属学部・学科の学則に従って履修すれば、形式上、この規定の要件は満たされます。

文学部においては、総合教育科目。

経済学部においては、総合教育科目、体育科目。

法学部においては、人文科学科目、自然科学科目、数学・統計・情報処理科目、社会科学科目、体育科目。

商学部においては、総合教育科目。

理工学部においては、総合教育科目。

ただし、教育職員免許法施行規則第六六条の六に定められた要件を満たすためには、特に以下の科目が必修と決まっていますので注意してください。

- (1) 「法学（憲法を含む）」（4単位）、または「法学Ⅰ（憲法を含む）」（2単位）と「法学Ⅱ（憲法を含む）」（2単位）の2科目計4単位（Ⅰのみ、あるいはⅡのみでは要件を満たしません）。
- (2) 「体育」2単位。このうち1単位は必ず実技科目でなくてはなりません。残りの1単位は、体育学講義、体育学演習、体育実技の中から選択できます。
- (3) 「外国語コミュニケーション」。これについては、卒業要件単位に含まれている外国語に関する必修科目を履修することで要件を満たせます。

- (4) 「情報機器の操作」。これについては、次の科目の中からいずれか1科目以上を履修しなければなりません。

文学部においては、「基礎情報処理」。

経済学部においては、「情報処理Ⅰ」「情報処理Ⅱ」「情報処理Ⅲ」。

法学部においては、「情報処理Ⅰ」「情報処理Ⅱ」「情報処理Ⅲ」「情報処理Ⅳ」。

商学部においては、「情報リテラシー基礎」「データとの対話」。

理工学部においては、「情報学基礎」。

以上の必修科目に関しては、原則として、所属学部設置されている科目を、配当学年のうちに履修してください。

なお、「法学（憲法を含む）」「法学Ⅰ（憲法を含む）」「法学Ⅱ（憲法を含む）」「体育」は、第1・2学年に記当されていることが多いです。

### 【3 教職課程履修開始の心構え】

安易な気持ちで教職課程を履修することがないようにしてください。特に次のことを十分に理解しておく必要があります。

- (1) 教員免許状を取得するには卒業に必要な単位のほかに、かなり多くの単位を履修しなければなりません。
- (2) 民間企業への就職活動と教育実習は、多くの場合において日程が重複するため両立困難です。
- (3) 教員免許状を取得できたとしても、教員の需給の関係などからして就職は困難です。

### 【4 介護等体験について】

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（通称、介護等体験特例法）の施行により、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）または社会福祉施設等で「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を7日間以上行わない限り、中学校の教員免許状を取得できないことになりました。本塾大学は、この要件を満たす必要がある学生を対象として、「社会・他者との対話」という科目を設置しています。この科目は、教職課程登録をした後、第3学年以上で履修できます。

### 【5 その他の注意】

- (1) 教職課程に関する一年生向けの重要な連絡は keio.jp ポータル (<http://keio.jp/>) に掲載されます。見落としのないよう十分注意してください。
- (2) 「教職課程ガイダンス」は2種類あります。一つは第1学年の学生を対象とした「教職課程ガイダンス（新入生対象）」で、もう一つは第2学年以上の学生を対象とした「教職課程ガイダンス（新規登録者対象）」です。前者では、教職課程登録前に第1学年で履修できる科目について説明します。後者では、教職課程登録後に第2学年以上で履修する科目について説明します。両者は内容が異なるうえ、各種冊子に書き切れない重要事項の説明を含みます。教職課程を履修する学生は、学年に応じて都度、これらのガイダンスに出席してください。
- (3) 6月（日にち未定）に日吉キャンパスにおいて「1年生向け教職課程ガイダンス兼講演会」を開催予定です。教職課程に興味のある学生は是非参加してください。詳細が決定しましたら keio.jp ポータルでお知らせいたします。